

令和8年度 第1回秩父市地域公共交通協議会 次第

日時：令和8年5月21日（木）15：00～

場所：秩父市役所本庁舎3階庁議室

1. 開会

2. 自己紹介

3. 協議事項

（1）協議会規約の改正

（2）鉄道事業再構築調査事業の実施について

4. その他

5. 閉会

（配布資料）

- 次第
- 出席者名簿
- 資料 1-1 秩父市地域公共交通協議会規約（現行）
- 資料 1-2 秩父市地域公共交通協議会規約（改正案）
- 資料 2-1 秩父鉄道 あり方検討委員会 報告書
- 資料 2-2 鉄道事業再構築調査事業の実施について

秩父市地域公共交通協議会設置要綱（現行）

令和 8 年 4 月 1 日

（設置）

第 1 条

地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、秩父市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条

協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 4 条第 2 項に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画を作成する場合は、同法第 6 条第 1 項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

（組織）

第 3 条

協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 秩父市職員
- (2) 関係する交通事業者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 埼玉県秩父警察署長及び埼玉県小鹿野警察署長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認められる者

(役員)

第4条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

協議会に会長を置き、委員の中から互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条

協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

会議は、原則として公開する。

(分科会)

第7条

協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。分科会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(書面決議)

第8条

会長が必要と認めたときは、書面決議により、議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条

協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

第10条

協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条

監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じた臨時監査とする。

監査員は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(庶務)

第12条

協議会の庶務は、秩父市市民生活課において行う。

(委任)

第13条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

秩父市地域公共交通協議会設置要綱 (改正案)

令和 8 年 4 月 1 日制定
令和 8 年 5 月 2 1 日改正

(設置)

第 1 条

地域における需要に応じた市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、秩父市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条

協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通のあり方、改善、利便の向上等に関すること。
- (2) 道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 4 条第 2 項に規定する地域公共交通会議として、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送について必要な協議を行うこと。
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画を作成する場合は、同法第 6 条第 1 項に規定する協議会として、当該地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
- (4) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条

協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 秩父市職員
- (2) 関係する交通事業者
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 埼玉県秩父警察署長及び埼玉県小鹿野警察署長又はその指名する者

(8) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認められる者

(役員)

第4条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

協議会に会長を置き、委員の中から互選し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条

協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

会議は、原則として公開する。

(分科会)

第7条

協議会は、協議内容その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を置くことができる。分科会に関する必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(書面決議)

第8条

会長が必要と認めたときは、書面決議により、議事を決することができる。

(協議結果の取扱い)

第9条

協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(財務に関する事項)

第10条

協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条

監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

監査員は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(庶務)

第12条

協議会の庶務は、秩父市企画政策部総合政策課において行う。

(委任)

第13条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

秩父市地域鉄道あり方検討会

秩父市地域公共交通協議会への報告及び提案

1. 社会情勢の変化について

人口減少等により、日常生活に不可欠な多くの都市機能が低下し、自家用車が必要不可欠な都市構造へ変化したこと、モータリゼーションによる「公共交通利用の減少」「経営状況の悪化」「路線の利便性低下（減便等）」といった悪循環が発生している。加えて、新型コロナウイルスの影響は今なお残っており、公共交通を取り巻く環境は非常に深刻な状況である。

令和4年度、国は「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」等において、危機的状況にあるローカル鉄道について沿線自治体を中心となり利用者や地域戦略の視点から、将来に向けた地域モビリティの在り方について検討し、必要な対策に取り組むことが急務であるとの方向性を示した。これを踏まえ、国は令和5年に地域交通法の改正を行うとともに、ローカル鉄道の再構築を後押しするため、社会資本整備総合交付金の事業として「地域公共交通再構築事業」を創設した。

2. 秩父鉄道について

秩父鉄道は現在羽生市の羽生駅から秩父市の三峰口駅までの秩父本線 71.7km と貨物専用線の三ヶ尻線 3.7km を合わせた 75.4km を運行している。旅客駅 37 駅を有しており、山間部は平野部に比べて駅間の距離が長い傾向にある。埼玉県北部を横断する重要な公共交通機関であり、主な乗換駅は熊谷駅（JR 高崎線、JR 湘南新宿ライン、上越・北陸新幹線と接続）をはじめとして羽生駅（東武伊勢崎線と接続）、寄居駅（東武東上線・JR 八高線と接続）御花畑駅（西武秩父線と接続）がある。

現在鉄道に対し、国、県、沿線地域により組織する「秩父鉄道整備促進協議会」から安全性向上のための設備整備を対象とした補助を行っている。

2024 年度の輸送密度は全線平均で定期利用者 2,344 人/日、定期外利用者 1,468 人/日の計 3,812 人/日となっている。しかし、線区によって大きく差があり、羽生～寄居間は計 5,023 人/日、寄居～影森間は計 3,462 人/日、影森～三峰口駅間で 487 人/日となっている。特に影森駅～三峰口駅間は定期人員の利用減少が顕著であり、輸送密度が 1,000 人/日を下回っており、事業の採算性が保たれておらず、鉄道事業全体へ大きな影響を与えている。

3. 本検討会の目的について

人口減少や少子高齢化により公共交通を取り巻く環境が厳しさを増しているなか、利用者視点に立った、秩父市地方鉄道路線のあり方を検討し、沿線地域交通全体の最適化と長期的な交通サービスの安定化を実現する方策等について検討の必要性を確認することを目的とする。

4. 現状の課題について

公共交通を取り巻く環境の変化により、秩父鉄道からは現状の運行体制では持続可能な鉄道運営を継続することは困難であるとの報告を受けた。現状の行政による支援は安全設備の更新を目的としたものであり、事業者に収益改善を促すことを主目的としていない。また、利用者が他の線区に比べて著しく少ない影森～三峰口駅間の沿線地域は人口減少が進行している地域であり、また、将来的にも大型公共施設や集客施設の設置計画は無く、この状況は今後も改善するとは考えづらい。

秩父鉄道でも SL 車両の運行や三峰口駅転車台公園の整備、当該線区内の観光施設 PR などの地域活性化、利用促進への取り組みを行っている。しかし、鉄道事業者単独での取り組みには限界があると考えられる。

需要の創出・喚起、生産性や安全性の向上に向けた投資は必要であるが、投資原資等の確保が困難な状況にある。加えて当該線区は山間部であり、多数の橋梁や変電所といった施設の老朽化対策、大雨による土砂流入等の自然災害への対策も大きな課題である。

5. 今後の方向性について

現状、社会情勢の急激な変化による厳しい状況下において公共交通をどのように維持、継続していくことが適切なのかといった判断の根拠となるデータが不足している課題がある。

地域・交通事業者・自治体の3者が今後の秩父鉄道の在り方、特に現状の運行に関して課題の多い影森～三峰口駅間について検討するにあたり、秩父市地域公共交通協議会にて議論を行うべきである。

また、秩父市地域公共交通協議会では、データやファクトに基づく議論を進めることが望ましく、議論の前提となるデータ収集のための調査については、国土交通省の「地域公共交通再構築調査事業」を活用し、実施することが望ましい。

6. まとめ

秩父市においては、秩父鉄道に対し、沿線自治体と組織した「秩父鉄道整備促進協議会」から安全性向上のための設備整備を対象とした補助を行ってきた。

このことから、輸送の安全は図られてきたものの、ローカル鉄道を取り巻く環境が厳しさを増す中で、沿線地域の人口減少に伴い、利用者の減少傾向は継続している。

特に秩父市内を運行する影森～三峰口駅間では利用者の減少が著しく、輸送密度が低いことから、鉄道事業の経営全体に大きな影響を及ぼしている。

本検討会では、沿線地域交通全体の最適化及び長期的な交通サービスの安定化を実現する方策についての検討の必要性を確認してきた。

地域公共交通の再構築のためには、既存の秩父市地域公共交通協議会を活用し、地域・交通事業者・自治体の3者が各々の役割を担いつつ一体となり、データに基づいた議論を行うことが求められる。

また、データやファクトに基づく議論を進めるために、議論の前提となるデータ収集のための調査は国土交通省の「地域公共交通再構築調査事業」を活用し、行うことが望ましい。

鉄道事業再構築調査事業の実施について

秩父鉄道あり方検討委員会の報告を受け、鉄道事業再構築調査事業に着手したい。
事業概要は次のとおりである。

①実施方法

秩父市からの業務委託により実施。

秩父市が実施する公募型プロポーザルにより業者を選定予定。

②スケジュール（予定）

- ・公募型プロポーザル公示（6月上旬）
- ・委託業者決定（7月下旬）
- ・調査期間（8月～翌年3月中旬）

③主な業務内容

- ・沿線地域（特定区間）の現状分析
- ・秩父鉄道の現状並びに将来分析
- ・特定区間を存続又はモード転換をした場合の効果、課題検討 等

④予算

秩父市にて令和8年度予算化。

予算額 36,652,000円

※国交省の補助金および埼玉県の負担金を充当（予定）。

- ・国交省 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再構築調査事業）
協議会開催や現状分析に必要な調査等に要する経費…補助率 1/2 上限 1,000 万円
- ・埼玉県負担金 1,000 万円